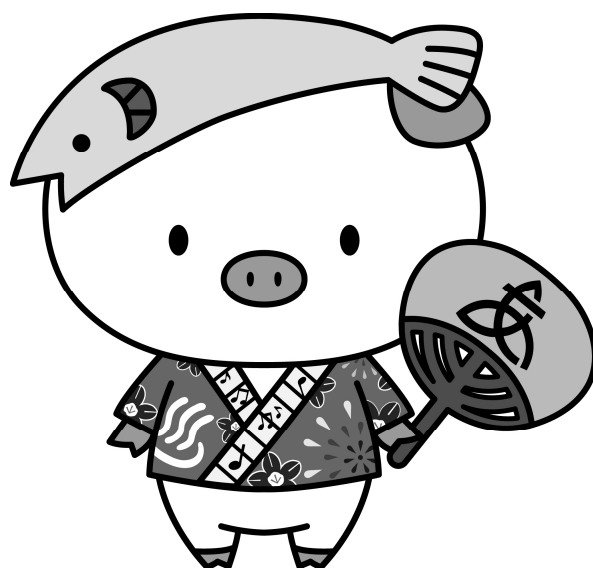


厚木市 中小企業支援制度ガイドブック



厚木市マスコットキャラクター

あゆこ回ちゃん

令和7年4月

中小企業支援制度ガイドブック 目次

◆ 厚木市の中小企業向け支援一覧……………	巻頭 1～2
1 金融支援について……………	1
2 立地支援について……………	6
3 経営支援・相談について……………	11
4 起業・創業支援について……………	12
5 技術・開発、販路開拓支援について……………	13
6 勤労者支援について……………	19
7 その他……………	25

◆厚木市の中小企業向け支援一覧◆

金融支援			立地支援	経営支援・相談			起業・創業支援	技術・開発 販路開拓支援		
お金を 借りる	借りた時の サポート		厚木に 進出する	相談する			創業に ついて 学ぶ	設備を導入する 販路を拡大する		
▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	
中小企業融資制度	利子補給制度	信用保証料補助制度	企業立地サポート事業	企業巡回訪問相談	相談サポート	起業・経営なんでも相談会	あつぎ起業スクール	特許等出願支援補助金	IT・IoT導入補助金 （ロボット関連産業等促進事業補助金）	中小企業等SDGs推進事業補助金
1	5	5	6	11	11	11	12	13	14	15

技術・開発 販路開拓支援	勤労者支援	
設備を導入する 販路を拡大する	従業員を雇用する	福利厚生を充実させる

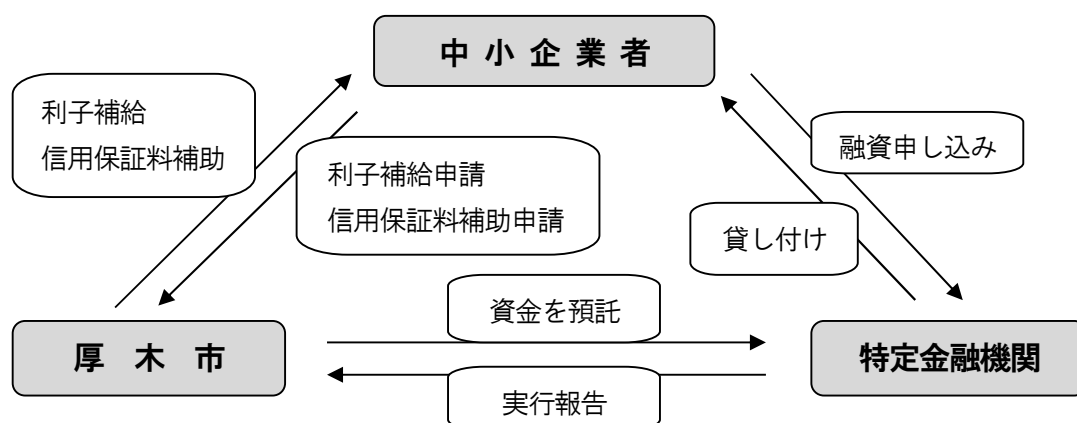
▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
中小企業設備投資促進事業補助金	見本市等出展事業補助金	中小企業カーボニュートラル推進事業補助金	障害者雇用奨励交付金	高年齢者継続雇用奨励補助金	勤労者奨学金返済助成金	中小企業人材確保支援事業費補助金	中小企業生産性向上・賃上げ応援補助金	中小企業退職金等共済掛金補助金	勤労者の福利厚生（ハートピア）	厚木公共職業安定所（ハローワーク厚木）
16	17	17	19	19	20	21	21	22	23	24

1 金融支援について

(1) 厚木市中小企業融資制度

市内中小企業者による事業の育成と振興を図るため、厚木市と特定金融機関（４ページに掲載）が協調して行う低利の融資制度です。併せて「利子補給制度」や「信用保証料補助制度」を利用することにより、融資に係る経費を低く抑えられます。

お申し込みは、特定金融機関へお願いします。



融資の対象

次のア～エの全てに該当する方。

ア 資本金の額（出資総額）または常時使用する従業員の数が、次のいずれかに該当している。

区 分	資本金（出資額）	従業員数
製造業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（タイヤ製造業等を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下
医 療 法 人	—	300人以下

イ 市内において1年以上継続して事業を営んでいる個人、中小企業者または協同組合など。個人の場合は、市内に1年以上にわたって住所を有している。

ウ 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する特定事業（県信用保証協会の保証対象外業種を除く）を営んでいる。

エ 行政庁の許認可を必要とする事業については、その許認可等を得ている。

ただし、次のいずれかに該当する方は利用できません。

（ア）市税を完納していない

（イ）返済能力がないと認められる

（ウ）市の融資制度を不正に利用した

（エ）金融機関から取引停止処分を受けている

（オ）県信用保証協会が行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない

厚木市中小企業融資制度の概要

資金の種類			利用資格	信用保証	資金使途	融資限度額 (注)
一般的な 事業資金 が必要な方	事業資金	運転資金	中小企業者	必要に応じて、特定金融機関が定める	運転資金	5,000万円
		設備資金			設備資金	5,000万円
		一時資金			中元、年末または決算時の運転資金	500万円
小規模な 事業を営む方	小口零細企業資金		従業員が20人（商業、サービス業の場合は5人※）以下の小規模企業者※ ※医業を主たる事業とする法人、宿泊業・娯楽業を事業とする小規模企業者は20人以下	小口零細企業保証	運転資金 設備資金	全国の信用保証協会の保証付き融資残高との合計で 2,000万円
売り上げや利益が減少している方、業況の悪化している業種に該当されている方	景気対策資金	景気対策資金	最近3か月または6か月の売上高又は売上総利益の合計が、直近3か年のいずれかの年の同期に比べて減少している中小企業者	必要に応じて、特定金融機関が定める	※借り換えについては国の資金繰り円滑化借換保証制度の対象となるものに限る。	5,000万円
		景気対策資金（別枠資金）	中小企業信用保険法第2条第5項に該当し、市長の認定を受けた中小企業者	経営安定関連保証		8,000万円
		危機関連資金	中小企業信用保険法第2条第6項に該当し、市長の認定を受けた中小企業者	危機関連保証		8,000万円

(注) 同一資金については、各資金限度額まで再融資を受けることができます。

令和7年4月1日現在

利率 (固定)	融資期間	返済方法	お申込み先	利子補給制度	信用保証料補助制度
年1. 90%以内 ただし1年以内の場合 年1. 80%以内	7年以内	割賦返済 据置期間 6か月以内	特定金融機関 (別掲のとおり)	制度対象外	制度対象
年1. 90%以内 ただし3年以内の場合 年1. 80%以内	10年以内			制度対象	
年1. 70%以内	6か月以内			制度対象外	
年1. 90%以内 ただし3年以内の場合 年1. 70%以内	10年以内	割賦返済 据置期間 6か月以内		制度対象	
年1. 50%以内	7年以内	割賦返済 据置期間 1年以内		制度対象	
	10年以内				
	10年以内				

特定金融機関（金融機関コード順）

金融機関名	支店名
みずほ銀行	厚木支店
三菱ＵＦＪ銀行	本厚木支店・厚木支店
三井住友銀行	厚木支店
りそな銀行	厚木支店・海老名支店・伊勢原支店
群馬銀行	相模原支店
横浜銀行	愛川支店・厚木支店・緑ヶ丘支店・森の里支店・愛甲石田支店
山梨中央銀行	相模原支店
静岡銀行	厚木支店
スルガ銀行	厚木支店・厚木鷲尾支店
神奈川銀行	相模台支店・平塚支店
静岡中央銀行	厚木支店・平塚支店・綾瀬支店・善行支店・座間支店・番田支店 中央林間支店
きらぼし銀行	海老名支店・厚木支店
横浜信用金庫	海老名支店
平塚信用金庫	厚木支店・妻田支店・愛甲石田支店・荻野支店
中栄信用金庫	本店営業部・愛甲石田支店・伊勢原支店・渋沢支店・東海大学駅 前支店・南支店・鶴巻駅前支店・曲松支店・秦野駅前支店・鶴巻 中央支店・伊勢原南口支店・金目支店・平塚支店・旭支店・岡崎 支店・開成支店
中南信用金庫	厚木南支店・林支店・高森支店
城南信用金庫	厚木支店
相愛信用組合	本店・半原支店

【注意】

- ※ 融資制度や助成制度の内容は、経済状況などによって年度途中でも変更
する場合があります。
- ※ 特定金融機関が必要と認めたときは、信用保証を付したり、担保・保証
人を徴したりすることがあります。
- ※ 市で融資の手続きはできません。金融機関に対する融資のあっせんも行
っていません。

(2) 利子補給制度

市融資制度の各資金*、県制度融資の創業支援融資、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経資金）の利用者が、金融機関へ支払った利子の一部を補助します（*運転資金、一時資金は対象外）。

毎年1月1日から12月31日までに支払った利子の一部が対象です。

補助対象資金	対象期間	補 助 額
市融資制度の各資金 （運転資金、一時資金は対象外）	融資実行月 から 36 か月 を限度	支払った約定利子額の 50%以内 （上限 20 万円）
日本政策金融公庫小規模事業者 経営改善資金（マル経資金）		
県中小企業制度融資*の 創業支援融資	融資実行月 から 24 か月 を限度	○新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット ト4号について令和6年6月までに認定を受けた「景 気対策資金（別枠）」の利用者は、48 か月を限度に補 助上限額が 50 万円となります。

* 県中小企業制度融資についての問い合わせ先
県産業労働局金融課 電話 045-210-5677

(3) 信用保証料補助制度

市融資制度の各資金、県制度融資の創業支援融資の利用者が、県信用保証協会へ支払った信用保証料を補助します。

補助対象資金	補 助 額
市融資制度の各資金	支払った信用保証料の 50%以内 （上限 20 万円）
県中小企業制度融資*の 創業支援融資	

○新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット4号について令和6年6月までに認定を受けた「景気対策資金（別枠）」の利用者は補助上限額が 50 万円となります。

※ 申請は年度内に 1 回のみ

【注意】

信用保証料補助金を受けた方で次に該当する場合は、同補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。

- 1 交付決定後 6 か月以内に、市外へ転出・移転、営業を取りやめたとき。
- 2 繰上償還をして、信用保証協会から保証料の返還を受けたとき。

2 立地支援について

(1) 企業立地サポート事業

平成 21 年 4 月 1 日に「厚木市企業等の立地促進等に関する条例」を策定し、「企業立地サポート事業」として積極的な企業誘致を進めています。

この事業では、工場や研究所などの新設、増設を行う企業に対して、固定資産税などの負担を軽減するとともに各種奨励金を交付することで、新たな企業の進出と既存企業の事業拡大を支援します。

■ 支援を受けるための要件

令和8年3月31日までに、市内で事業所を新設、移設または増設し、事業を開始することが必要。			
対象業種		投下資本額※	
製造業	大企業 3億円以上	中小企業者 5,000万円以上	小規模企業者 3,000万円以上
自然科学研究所			
情報通信業	大企業 5,000万円以上		
卸売・小売業（東名厚木IC周辺地区、本厚木駅周辺地区に限る。）			
※ 投下資本額…新たな立地に伴って市内に取得した土地、家屋、償却資産の合計額			
※ 国等の補助金を受けている場合や、同一の企業グループから資産を取得した場合、投下資本額からそれらの額を除く。			
一般誘致地区における追加要件			
一般誘致地区では、さらに次のいずれかの要件を満たしていることが必要。			
1 市内で3年以上継続して事業を行っている			
2 立地する土地の敷地面積が3,000㎡以上（情報通信業は1,000㎡以上）			

■ 奨励措置の内容

◆支援 1 -税金- 固定資産税などの課税免除と不均一課税（5 年間）

税金の負担軽減	固定資産税・都市計画税の課税の免除や大幅な軽減（80％）			
特定誘致地区	●東名厚木 IC 周辺地区 ●本厚木駅周辺地区 ●森の里及び周辺地区 ●内陸工業団地 ●厚木流通団地 ●酒井土地区画整理事業用地 ●長谷厚木流通センター周辺地区 ●尼寺工業団地周辺地区	1～5 年目	課税免除	戦略産業
		1～2 年目	課税免除	戦略産業以外の製造業など
		3～5 年目	不均一課税 (1/5 に軽減) 〔固定資産税 0.28/100〕 〔都市計画税 0.04/100〕	
一般誘致地区	●特定誘致地区 以外の市内全域	1～5 年目		戦略産業、 それ以外の製造業 など
※ 立地日の 6 か月前までに企業立地計画書、立地日から 3 か月以内に奨励措置申請書の提出が必要。				

◆支援2 5つの奨励金の交付によるステップアップ支援

<その1 -雇用->

雇用奨励金	立地に伴い、新たに市民を常時雇用した場合に交付		
対象業種	新規雇用人数		
製造業	大企業 15人以上	中小企業 1人以上	小規模企業 1人以上
自然科学研究所			
情報通信業	大企業 5人以上		
卸売・小売業（東名厚木IC周辺、本厚木駅周辺に限る）			
※ 立地日の前後3か月以内に市民を新たに雇用し、引き続き1年以上雇用した場合が対象。上限1,000万円。			
※ 立地日から起算して1年3か月を経過した日以後、2か月以内の申請が必要。			

奨励金の交付額

奨励金の額		1 人当たり	限度額
正規社員		40 万円	1, 000 万円
	障がい者または高齢者	50 万円	
正規社員以外の常時雇用者		20 万円	
	障がい者または高齢者	30 万円	
※ 正規社員は、事業者などと雇用期間の定めのない雇用契約を結び、1 週間の所定労働時間が 30 時間以上であることが必要。			
※ 常時雇用者は、雇用保険の被保険者。			
※ 高齢者は、雇用開始日に満 65 歳以上の従業員。			

<その2 -立地->

企業立地奨励金	中小企業者や小規模企業者が立地した場合、投下資本額の 10% に相当する額を交付	
奨励金		限度額
立地に係る投下資本額の 10%に相当する額		5, 000 万円
※ 立地日の 6 か月前までに企業立地計画書、立地日から 3 か月以内に奨励措置申請書の提出が必要。奨励金は、 5 回以内で分割交付。		

戦略産業奨励金	戦略産業に位置付けられる企業が立地した場合、投下資本額に応じた額を交付	
対象	奨励金	限度額
大企業	立地に係る投下資本額の3%に相当する額	1億円
中小企業・小規模企業	立地に係る投下資本額の13%に相当する額	5,000万円
※ 戦略産業 地域経済に波及効果があり、市民の雇用機会の拡大が見込まれる産業。①次世代自動車・環境・エネルギー関連産業②医療機器・健康福祉・防災関連産業③食品・飲料・流通関連産業④情報の関連産業を位置付け、有利な支援策を用意しています。		
※ 立地日の6か月前までに企業立地計画書、立地日から3か月以内に奨励措置申請書の提出が必要。奨励金は、5回以内で分割交付。		

＜その3 -ロボット-＞

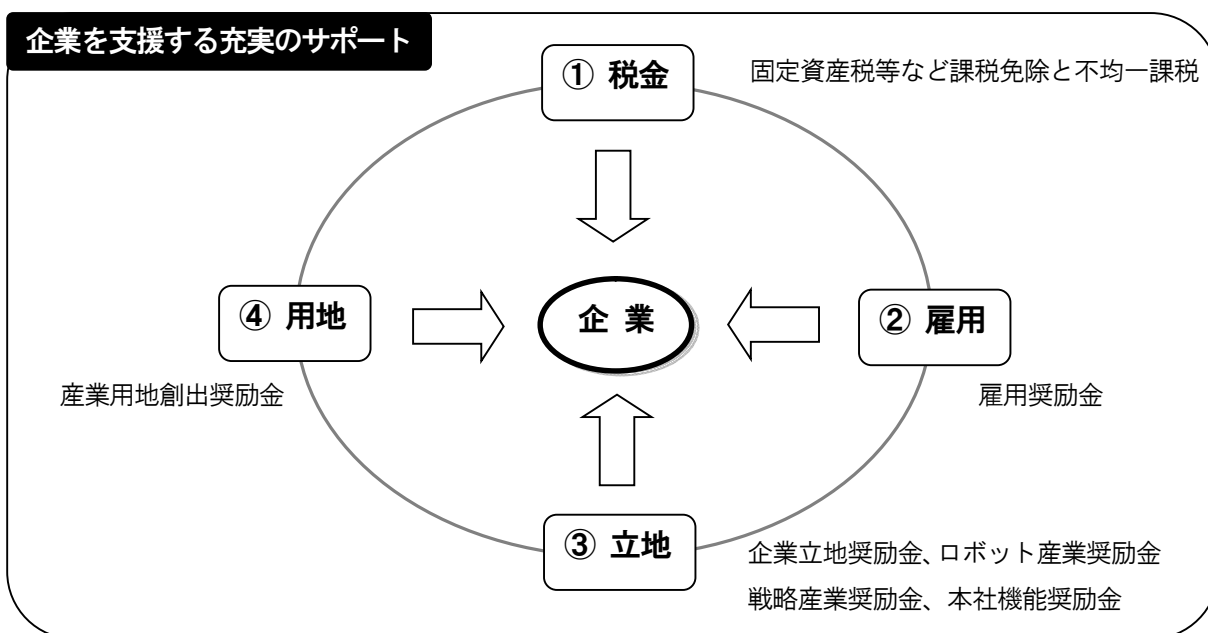
ロボット産業奨励金	ロボット産業に関する企業が立地した場合に交付	
対象	奨励金	
大企業	500 万円	
中小企業・小規模企業	250 万円	
※ 企業立地奨励金、戦略産業奨励金との併用が可能。 ※ 立地日の6 か月前までに企業立地計画書、立地日から3 か月以内に奨励措置申請書の提出が必要。		

＜その4 -本社-＞

本社機能奨励金	企業の立地に伴い、本社機能を新たに備えた場合に交付	
対象	奨励金	
大企業	500 万円	
中小企業・小規模企業	250 万円	
※ 1 回のみの交付。既に市内に本社機能を有している場合は対象外。 ※ 立地日の 6 か月前までに企業立地計画書、立地日から 3 か月以内に奨励措置申請書の提出が必要。		

<その5 -用地->

産業用地 創出奨励金	条例適用企業に一定規模以上の土地を売却または事業用定期借地権を設定した場合、土地所有者に対して交付 ※ 創出者が事業所を廃止したり、市外へ移転したりした場合は対象外。	
区 分		奨励金
産業用地 創出奨励金	3,000 ㎡以上の産業用地を新たに売却した場合	前年度の土地に係る固定資産税・都市計画税相当額（立地企業の操業開始後に交付）
産業用地 保全奨励金	3,000 ㎡以上の産業用地を引き続き賃貸した場合	
※ 対象となる産業用地は、企業が立地する特定誘致地区と一般誘致地区（準工業地域、工業地域及び工業専用地域に限る）の一団の土地。		
※ 立地の日から3か月以内に奨励措置申請書の提出が必要。		



■ 県の助成制度・融資制度もバックアップ

県では、企業誘致施策「セレクト神奈川 NEXT」によって企業立地をバックアップしています。

【支援を受けるための要件】

投資額	大企業：20 億円以上 中小企業：5,000 万円以上 ※ 大規模設備投資は40 億円以上
雇用人数	大企業：30 人以上 中小企業：10 人以上 ※ 大規模設備投資は60 人以上
対象業種	「製造業」 「電気業（発電所に限る）」 「情報通信業」 「卸売業（ファブレス企業に限る）」 「小売業（デューティーフリーショップに限る）」 「学術研究、専門・技術サービス業」 「宿泊業（旅館・ホテルに限る）」 「娯楽業（テーマパークに限る）」

【支援メニュー】

- ①企業立地促進補助金
県外からの立地、県内再投資が対象
○土地・建物・設備への投資額に一定割合を乗じた金額を上限額の範囲内で補助します。
補助金額：投資額の3%（大企業）、6%（中小企業）、上限5億円
※特区を活用した場合は、投資額の6%（大企業）、12%（中小企業）、上限10億円
- ②税制措置
県外からの立地、県内再投資が対象
○不動産取得税の2分の1を軽減
- ③企業立地促進融資（中小企業・資本金10億円未満の中堅企業に限定）
県外からの立地、県内再投資が対象
○県が金融機関に対して補助することで、金融機関からの融資を通常よりも低利で受けられます（最大10億円）。長期・固定の融資条件の設定が必要。
- ④企業誘致促進賃料補助金
県外からの立地、県内再投資する外国企業が対象（宿泊施設は対象外）
○工場、研究所、事務所などの事業所に対して、賃料に一定割合を乗じた金額を上限額の範囲内で補助します。
補助金額：賃料月額の3分の1を6か月分。上限600万円。

※ 特区制度を活用して事業展開を図る場合などには、さらなる優遇制度があります。

※ 対象となる産業や業種は、投資施設内の製造品や取引先などから総合的に判断されます。

業種によっては要件などが異なる場合があります。詳しくは県企業誘致・国際ビジネス課へご相談ください。

【 問い合わせ 】

県企業誘致・国際ビジネス課 企業誘致グループ 電話 045-210-5573

3 経営支援・相談について

市内中小企業者の経営の安定や技術力の向上、市内で起業を考えている方の支援を図るため、中小企業診断士などの専門家による訪問や相談会を実施しています。

起業、経営、技術的課題などについてアドバイスをするとともに、市の融資制度や各種支援制度の紹介を行います。

(1) 企業巡回訪問相談

経営基盤の一層の安定・強化を目的に、市職員と専門家が企業へ訪問し、経営、技術的課題などのアドバイス、各種支援制度の紹介を行います。

受付日時	随時 ※ 事前に産業振興課(046-225-2832)へご連絡ください。
相談場所	お申し込みの企業へ直接訪問します。
相談員	中小企業診断士、特許活用アドバイザーなど
費用	無料

(2) 相談サポート

市内企業の経営課題やこれから事業を立ち上げる方の起業相談について、専門家がアドバイスをを行います。

受付日時	随時 ※ 事前に産業振興課(046-225-2832)へご連絡ください。
相談場所	お申し込みの企業や個別に調整した場所（喫茶店など）
相談員	中小企業診断士など
費用	無料

(3) 起業・経営なんでも相談会

「起業にはどんな手続きが必要?」「DX化のために何をすればいい?」といった起業家や経営者のお悩みに対し、専門家がアドバイスをを行います。

開催日程	原則、毎月第4金曜日 ①10:00~10:50 ②11:00~11:50 ③12:00~12:50
受付日時	随時 ※ 事前に産業振興課(046-225-2832)へご連絡ください。
相談場所	アミューあつぎ あつぎ市民交流プラザ
相談員	中小企業診断士など
費用	無料

4 起業・創業支援について

(1) あつぎ起業スクール

開業手続きの実務や事業計画の作成について学ぶことができ、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が習得できる講座を開催します。受講後もアドバイザーが各種の相談に応じ、実際の起業までを一貫してサポートします。

この講座は産業競争力強化法に基づく「特定創業支援等事業」であり、修了者が市の証明を受けると、国の制度で一般の創業者よりも手厚い支援（会社を設立する際の登記に係る登録免許税の軽減など）を受けることができます。

対 象

市内での起業を希望する方、市内で起業して原則1年以内の方

開催時期

例年、8月下旬から原則として毎週土曜日（全6回）

5 技術・開発、販路開拓支援について

市内中小企業者の研究開発や受発注機会の拡大を図るため、各種補助制度を設けています。

利用できる中小企業者の方

ア 市内で1年以上継続して事業を営んでいる（個人の場合は、市内に1年以上住所を有することが必要）

イ 市税（延滞金などを含む）を完納している

ウ 資本金（出資総額）または常時使用する従業員が、次のいずれかに該当する

区 分	資本金	従業員数
製 造 業 そ の 他	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
サ ー ビ ス 業	5, 000 万円以下	100 人以下
小 売 業	5, 000 万円以下	50 人以下

（1）特許等出願支援補助金

国内の産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）を取得する市内中小企業者へ、令和7年3月16日から令和8年3月15日までの取得費用の一部を補助します。

補助対象者

上記「利用できる中小企業者の方」の条件を全て満たす方

補助対象事業

ア 特許権（審査請求まで行っていることが必要）

イ 実用新案権

ウ 意匠権

エ 商標権

※ 国内における権利が対象

補助対象経費（消費税、地方消費税を除く）

ア 出願料（特許権は、出願審査請求が確認できる場合のみ）

イ 出願審査請求手数料

ウ 特許料・登録料（初回納付分のみ）

エ 産業財産権取得に関して弁理士などの代理人に支払う費用

補助額

補助対象経費の2分の1以内（上限10万円）

※ 1,000円未満切り捨て

申請期間

産業財産権の取得から2か月以内または令和8年3月16日の早い日まで

※ 令和8年3月17日から31日は受付対象外です。

(2) IT・IoT導入補助金（ロボット関連産業等促進事業補助金）

ロボット、IT・IoT、AIなど先端技術の導入に要した経費の一部を補助します。

補助対象者

次の全てを満たす中小企業者など

ア 市内で1年以上継続して事業を営んでいる

イ 13ページ「利用できる中小企業者の方」の条件をすべて満たしている

補助対象事業

ア 生産性の向上を目的としたロボット、IT・IoT、AIなど先端技術の導入に係る事業で、イ・ウの要件を満たすもの

イ 対象経費が50万円以上

ウ 市内の自社事業所などを対象としている

補助対象経費

ア 機械装置、工具・器具、ソフトウェア導入費

イ システム開発委託費

ウ 専門家依頼経費

補助額

補助対象経費の2分の1以内

ア IT導入事業 上限10万円

イ ロボット・IoT・AI導入事業 上限50万円

※ 大学発ベンチャー企業は上限額の加算あり。同一事業による交付申請は、年度内に1回のみ。

申請期間

先端技術の導入から2か月以内または令和8年3月16日の早い日まで

※ 令和8年3月17日から31日は受付対象外です。

(3) 中小企業等SDGs推進事業補助金

SDGsの視点を踏まえた新製品や新技術の開発に掛かる経費の一部を補助します。

補助対象者

次の全てを満たす中小企業者など

- ア あつぎSDGsパートナーに登録または登録を予定している
- イ 13 ページ「利用できる中小企業者の方」の条件をすべて満たしている
- ウ 補助対象事業について、国、県、公的団体から補助金などの交付を受けていない

補助対象事業

次の全てを満たす事業

- ア 交付決定からおおむね8か月間に実施する
 - ※ 交付決定前に着手（発注、産学の共同開発を除く契約）している場合は対象外
- イ 100 万円（税抜き）以上の費用が掛かる
- ウ 50 万円（税抜き）以上の設備投資がある
 - ※ 設備投資のみで目的が達成される事業は対象としません。

補助額

補助対象経費の3分の2以内（上限200万円・産学共同は250万円）、1,000円未満切り捨て。

- ※ 同一事業者の交付決定は年度内に1回のみ

(4) 中小企業設備投資促進事業補助金

生産の拡大・効率化を図るために行った設備投資に掛かる経費の一部を補助します。

補助対象者

次の全てを満たす中小企業者など

ア 市内で1年以上継続して製造業※を営んでいる

※ 「日本標準産業分類」に定める製造業を主たる業種として営んでいることが必要

イ 13 ページ「利用できる中小企業者の方」の条件をすべて満たしている

ウ 自社製品の設置ではない

補助対象設備

令和7年3月16日から令和8年3月15日までに購入または導入した、次の全てを満たす設備

ア 生産の拡大、効率化、新製品の開発・生産のために購入した「機械及び装置」

※ 法人税法施行令第13条第3号に規定し、償却資産の耐用年数等に関する省令別表第2に規定するもの

イ 総額が100万円（消費税・地方消費税を除く）以上

ウ 市内の自社工場内（賃貸も含む）に設置する

割賦による支払いの場合

次の要件を満たす場合に補助対象となります。

ア 契約の趣旨として物件購入が目的である

イ 全額を必ず支払う契約となっている

ウ 途中解約または解除が原則できない契約である

エ リース契約の場合は、終了後に所有権が申請者に移る

オ リース契約の場合は、期間中に申請者が固定資産税（償却資産税）を納める

補助額

ア 小規模企業者 補助対象経費の3分の2以内（上限200万円）

イ 中小企業者 補助対象経費の2分の1以内（上限200万円）

※ 1000円未満切り捨て

※ 国、県、公的団体から補助金などの交付を受けている場合は、当該金額を控除した額が補助対象経費となります。同一事業者による交付申請は年度内に設備1基のみ。

申請期間

設備の引渡し後2か月以内または令和8年3月16日の早い日まで

※ 令和8年3月17日から31日は受付対象外です。

(5) 見本市等出展事業補助金

自社製品の販路開拓のため、見本市・フェア・展示会などの出展に要した経費の一部を補助します。

補助対象者

13ページ「利用できる中小企業者の方」の条件を全て満たす方

補助対象

令和7年3月1日から令和8年3月15日までに開催された見本市などで、次のいずれかの要件を満たすもの

ア 国や地方公共団体が主催、共催、後援する見本市など

イ 100以上の出展者がある国内または海外の見本市など

※ 販売が主目的となる即売会、物産展、特定団体の内部的な見本市などは対象外

補助対象経費

ア 出展料（小間料）

イ 会場設営費

ウ 運搬費

エ 資料作成費

補助額

ア（国内）補助対象経費の2分の1以内（上限20万円）

イ（海外）補助対象経費の2分の1以内（上限30万円）

※ 1000円未満切り捨て

申請期間

見本市等の終了後から2か月以内または令和8年3月16日の早い日まで

※ 令和8年3月17日から31日の申請は受付対象外です。

※ 同一申請者による交付申請は年度内に2回まで

(6) 中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金

電気自動車の購入、電気自動車用充電器や省エネルギー機器の設置に要した経費の一部を補助します。

補助対象者

次の全てを満たす中小企業者など

ア 13ページ「利用できる中小企業者の方」の条件を全て満たしている

イ 自社製品の設置ではない

補助対象

令和7年3月16日から令和8年3月15日までに導入したものが対象です。

(1) 電気自動車

ア 使用の本拠地が市内で、事業の用として使用する

イ 新車として新たに購入する

ウ 申請者が自動車の所有者や使用者である（自身が所有者とならない残価設定ローンなどでの購入の場合、そのことが分かる領収書などが必要）

(2) 電気自動車用充電器

市内の自社敷地内（賃貸も含む）に設置したものに限ります。

(3) 省エネルギー機器

照明（ＬＥＤ）や空調機器などで、環境の保全が見込まれるもの（国などが実施する省エネルギーに関する診断を受診し、改善に向けて更新するものに限る）

※ 同一申請者による交付申請は年度内に２回まで。ただし、（１）と（２）を組み合わせる場合は、同時申請のみの受け付けとなります。

※ 国、県、公的団体から補助金などの交付を受けている場合は、当該金額を控除した額が補助対象経費となります。

補助額

補助対象経費の３分の２以内。

営んでいる主たる業種により上限が異なります（上限額は次のとおり）。

	製造業	製造業以外
電気自動車（普通自動車）	50 万円	25 万円
電気自動車（軽自動車）	30 万円	15 万円
電気自動車用充電器	100 万円	50 万円
省エネルギー機器	100 万円	50 万円
自動車・充電器の同時申請	100 万円	50 万円

※ 製造業は「日本標準産業分類」による

申請期間

設備の引渡し後２か月以内または令和８年３月１６日の早い日まで

※ 令和８年３月１７日から３１日は受付対象外です。

6 勤労者支援について

(1) 障害者雇用奨励交付金

障がい者の雇用の安定を促進するため、障がい者を雇用する事業主を支援します。

交付対象

従業者数が300人以下で、8月1日現在で次の要件を全て満たしている中小企業者。

- ア 市内で1年以上継続して事業を営んでいる
- イ 市内の事業所に1年以上勤務する障がい者を常用雇用している
- ウ 障害者雇用率を達成している
- エ 市税を完納している

交付金額

- ア 市内に住所を有する（※）障がい者1人につき年額10万円

※ 申請年度の8月1日まで3か月以上継続して市内に住所を有することが必要

- イ 市外に住所を有する障がい者1人につき年額5万円

交付期間

障がい者を雇用した日から1年を経過した最初の8月1日から10年間

(2) 高年齢者継続雇用奨励補助金

高年齢者に継続して就労できる機会を提供するとともに、企業の人材確保や技術の継承を促進するため、高年齢者を継続雇用する事業主を支援します。

補助対象

従業者数が300人以下で、8月1日現在で次の要件を全て満たしている中小企業者。

- ア 市内で1年以上継続して事業を営んでいる
- イ 満66歳以上満70歳以下の高年齢者を市内事業所で1年以上継続して常用雇用し、引き続き雇用している
- ウ 市税を完納している

補助金額

- ア 市内に住所を有する（※）高年齢者1人につき年額5万円

※ 申請年度の8月1日まで3か月以上継続して市内に住所を有することが必要

- イ 市外に住所を有する高年齢者1人につき年額1万円

※ 1事業所につき3人まで

補助期間

高年齢者を雇用した日から1年を経過した最初の8月1日から対象高齢者が満70歳となる年度まで（雇用した日は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書に記載された資格取得年月日）。

（３）勤労者奨学金返済助成金

奨学金の貸与を受けて大学などを卒業した市内在住在勤者に対し、返済費用の一部を助成します。

交付対象

次の全てを満たす方

- ア 大学などに在学中、日本学生支援機構などの奨学金の貸与を受けて卒業した
- イ 初回の申請時に、大学などを卒業後満5年が経過していない
- ウ 助成金の交付を受けようとする初年度の3月31日現在に満30歳以下
- エ 返済日が市内企業などに常勤従業員として採用された日から満7年を経過していない
- オ 交付を受けようとする年度の1月1日現在、市内に住民登録がある
- カ 市が行う奨学金を対象とした類似の補助制度を受けていない
- キ 市税を完納している

交付金額

年間返済額の2分の1以内（上限12万円・最長7年間）

(4) 中小企業人材確保支援事業費補助金

市内の中小企業者が、就職フェアなどに出展した際の費用の一部を補助します。

交付対象者

13 ページ「利用できる中小企業者の方」の条件を全て満たす方

対象事業

令和7年3月1日から令和8年2月28日までに開催された新卒者または転職者向けの就職フェア（オンラインを含む）、新卒者又は転職者向けの情報サイト、人材紹介サービスで、次のいずれかの要件を満たすもの

- ア 就職支援などの専門事業者が主催し、出展者が30以上ある
- イ 国や地方公共団体が主催、共催、後援している
- ウ 50以上の出展者がある
- エ 登録する就職情報サイトが就職支援等の専門事業者が提供している
- オ 就職支援等の専門事業者が提供している成功報酬型の人材紹介サービスを利用している

補助対象経費

- ア 出展料（小間料）又は登録料
- イ 会場設営費
- ウ 運搬費
- エ ウェブ掲載費
- オ 紹介手数料
- カ 資料作成費（当該補助対象事業のために作成された動画、パンフレットなど）

補助額

補助対象経費の2分の1以内（上限20万円）

※ 同一申請者による交付申請は年度内に1回のみ

申請期間

出展、登録又は紹介手数料の発生から2か月以内または令和8年3月2日の早い日まで。

※ 令和8年3月3日から31日は受付対象外です。

(5) 中小企業生産性向上・賃上げ応援補助金

国の業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金。以下、国補助金）を受けた企業に対し、賃上げのための設備投資費用などを補助します。

補助対象者

- ア 13 ページ「利用できる中小企業者の方」の条件を全て満たす
- イ 申請日に、国補助金の交付額の決定を受けている（交付決定ではありません）

補助対象経費

令和 7 年 3 月 16 日から令和 8 年 3 月 15 日までに国補助金の適用を受けて、生産性を向上させるために行った設備投資などの経費

補助額

国補助金の補助対象経費の 10 分の 1 以内（上限 60 万円）

- ※ 1000 円未満切り捨て
- ※ 同一申請者による交付申請は年度内に 1 回のみ

申請期間

国補助金の交付額確定通知を受けた日から 2 か月以内または令和 8 年 3 月 16 日の早い日まで。

- ※ 令和 8 年 3 月 17 日から 31 日は受付対象外です。

（6）中小企業退職金等共済掛金補助金

中小企業退職金共済または特定退職金共済に加入している市内事業主に対し、支払った掛け金の一部を補助します。

補助要件

次の要件を全て満たしている中小企業者

- ア 毎年 1 月 1 日現在で、勤労者退職金共済機構や特定退職金共済団体と、一般の中小企業退職金共済契約または特定退職金共済契約を締結している
- イ 市内で 1 年以上継続して事業を営んでいる
- ウ 市税を完納している
- エ 従業者数が 300 人以下である

補助額

従業員 1 人につき、払い込んだ掛け金の 10 分の 1 以内の額（上限月額 700 円）

補助期間

共済契約締結月から 7 年間

- ※ 7 年以上前に加入実績がある場合は、新規に共済契約を締結しても補助対象外となります。適格年金制度からの移行者や退職手当共済制度の加入者も補助対象外です。

（７）勤労者の福利厚生（ハートピア）

市勤労者福祉サービスセンター（愛称：ハートピア）は、市が出資して設立した公益財団法人です。

会社単位では難しい従業員の慶弔給付やレクリエーションなど、各種福利厚生事業を実施しています。

加入対象者

市内事業所の事業主と従業員（パートタイマーも可）

※ 市外企業に勤務する市民や市内企業に勤務する方も、個人会員として加入できます。

事業内容

- ア 共済給付事業（永年勤続慰労金、結婚・出産・小学校入学などの祝い金、見舞金、弔慰金）
- イ 健康の維持・増進事業（人間ドック受検料・定期健康診断受検料・インフルエンザ予防接種料の助成）
- ウ 余暇活動事業（収穫体験、観劇・コンサートチケットなどのあっせん販売、宿泊旅行助成、契約厚生施設の提供）
- エ 自己啓発事業（各種教室・資格取得対策講座の開催、カルチャーセンターの入会金・通信教育講座受講料の助成）
- オ 老後生活の安定・財産形成事業（退職金共済・年金共済の加入あっせん）

会費

会員１人につき月額 600 円（原則、事業主が２分の１以上を負担）

※ 事業所が従業員の福利厚生の目的で加入した場合、事業所が負担した会費は、損金または必要経費として処理できます。

【 問い合わせ 】

勤労者福祉サービスセンター（ハートピア）

所在地 厚木市中町 3－1 6－1 厚木市役所第二庁舎 8 階

電 話 046-206-4151 FAX 046-206-4611

H P <https://atsugi-heartpia.zenpuku.or.jp>

e-mail info@atsugi-heartpia.or.jp

（８）厚木公共職業安定所（ハローワーク厚木）

ハローワークは、地域の総合的雇用サービス機関として、事業主に対する人材の紹介や雇用の安定を図るための助成金の案内などを行っています。

主なサービス内容

ア 人材の紹介

求人を受理し、その仕事にふさわしい人材を紹介します。求人条件設定や人材確保に関する相談も受けています。

イ 雇用保険の適用

雇用保険被保険者資格の取得や喪失の手続きを行います。

ウ 助成金・給付金の案内

雇用の安定を図るために、さまざまな助成金・給付金の案内を行っています。

（ア）雇用の維持

- ・雇用調整助成金 など

（イ）新たな雇い入れ

- ・特定求職者雇用開発助成金

- ・トライアル雇用助成金 など

※ 他の制度や各制度の支給要件、手続きなどは、お問い合わせください。

エ 雇用管理サービス

募集・採用の相談・援助、高齢者や障がい者の適切な雇用管理に向けた援助を行っています。

【 お問い合わせ 】

厚木公共職業安定所

所在地 厚木市寿町 3－7－10

電 話 046-296-8609

H P <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list/hw-atsugi.html>

7 その他

（１）地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の支援

神奈川県立産業技術総合研究所は、県の中核的技術支援機関として「研究開発」「技術支援」「事業化支援」「人材育成」「連携交流」の５つを柱に、研究開発から事業化までの一貫支援を行います。

主な支援内容

ア 研究開発、技術支援、事業化支援

製品化・事業化につながる基礎的研究、開発ニーズと研究シーズを結び付けた共同研究などを行うとともに、技術相談、試験計測、機器使用、技術開発受託（受託研究）を通して企業の新製品開発を支援します。デザインや知財支援、デジタル技術支援などによる事業化に向けた支援も行います。

イ 人材育成

中小企業などのものづくりの中核を担う技術者、先端の研究開発を担う研究者を育成するための研修、次世代の子どもたちを対象とした科学技術の普及啓発を行います。

ウ 連携交流

経営支援機関や他の技術支援機関、国の研究機関、大学などとのネットワークを活用したコーディネート支援を推進するとともに、フォーラム、セミナーを通じた交流の場や技術情報の提供を行います。

【 問い合わせ 】

地方独立行政法人

県立産業技術総合研究所

所在地 海老名市下今泉 705-1

電 話 046-236-1500(代表)

アクセス 小田急小田原線、相模鉄道線、
ＪＲ相模線「海老名駅」から徒歩約 15 分



(2) インキュベーションルーム

設立したばかりの企業などを一定期間育成して、一人前に育て上げる施設をインキュベーションルームと呼びます。

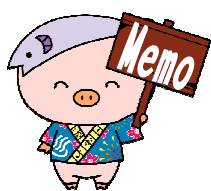
ビジネスが軌道に乗るまでの間、事務室の提供とともに、資金、人材、経営などの面で指導・助言を受けることができます。

各施設には、製造・IT関連・サービスなどを主な事業とするベンチャー企業や起業家が入居。事業拡大に向け、オリジナル製品やシステムサービスの開発を進めています。大手企業からの受注も増え、販路拡大においても実績を残しています。さらに特許申請も増えるなど、少しずつ羽ばたき始めています。

インキュベーションルームでは、独創的な技術・サービスを掲げて新事業に挑戦する起業家を募集しています（入居に際しては「書類審査」「面接審査」を実施）。

施設名	所在地	連絡先
厚木アクスト インキュベーションルーム	厚木市岡田 3050 厚木アクストメインタワー （東名高速厚木 IC 付 近、本厚木駅からバス約 10 分）	(株)ATP 046-205-3288
神奈川工科大学 ITエクステンションセンター インキュベーションルーム	厚木市中町 3-3-17 （本厚木駅から徒歩 3 分）	(株)神奈川工科大学企画 046-296-5070
厚木商工会議所 インキュベーションルーム	厚木市栄町 1-16-15 （本厚木駅から徒歩 10 分）	厚木商工会議所 046-221-2151
Agora Hon-atsugi インキュベーション施設	厚木市泉町 1 番 1 号 本厚木ミロード①6 階 （本厚木駅直結）	Agora Hon-atsugi 046-271-8145

※ 空室状況や賃料などの詳細は、直接お問い合わせください。



A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 15 lines.



厚木市 中小企業支援制度

検索

厚木市 産業文化スポーツ部 産業振興課

☎ 046-225-2832

e-mail : 3900@city.atsugi.kanagawa.jp